別紙様式第九号㈠第四中「

損益計算書に関する注記	
金融商品に関する注記	

」を「

税効果会計に関する注記	
賃貸等不動産に関する注記	

」に、「

」を「

その他の注記	

」に改める。

別紙様式第九号㈡附表中「市場価格」を「時価」に改める。

別紙様式第九号㈢第二四中「

連結損益計算書に関する注記	
金融商品に関する注記	

」を「

税効果会計に関する注記	
賃貸等不動産に関する注記	

」に、「

税効果会計に関する注記	

」を「

その他の注記	
持分法損益等に関する注記	関連法人等（損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連法人等を除外することができる。）に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額について記載すること（連結業務報告書を作成する連合会は、記載を要しない。）。

」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条第二号の改正規定、第百九十一条の改正規定、第百九十五条の次に一条を加える改正規定、第百九十六条の改正規定並びに第二百十条の二第一項第一号及び第二号の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の水産業協同組合法施行規則（次項において「新規則」という。）第九十八条第一号、第九十九条、第百六十五条第一項第二号、第百六十六条第一項第二号及び第百七十二条の二の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度のうち最初のものに係る通常総会に係る総会参考書類から適用し、当該通常総会より前に開催された総会に係る総会参考書類については、なお従前の例による。

3　新規則第百十三条第八項第二号、第百三十八条、第百四十三条の二、第百四十四条、第百四十六条の二、第百四十九条、第百八十八条第二項から第六項まで及び第二百四条第三項の規定並びに別紙様式は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年三月二十六日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―五五―一〇三

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（特地勤務手当を支給しない期間）

第二条の二　次に掲げる官署に勤務する職員には、毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。

一　別表の二の表に掲げる官署

二　第一条の人事院が定める官署のうち人事院が定めるもの

第三条中「職員」の下に「（前条の規定により特地勤務手当を支給されない職員を除く。）」を加える。

第四条第二項の表中「

異動等の日から起算して五年に達した後	百分の二

」を「

異動等の日から起算して五年に達した後	百分の二
備考　第二条の二各号に掲げる官署のうち第五項第一号に掲げる官署以外の官署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該官署を準特地官署とみなす。	

」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

一　第二条の二各号に掲げる官署のうち人事院が定めるもの

二　準特地官署のうち人事院が定めるもの

第五条第三項中「前条」を「前条第一項から第四項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項の規定にかかわらず、前条第五項各号に掲げる官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

第八条の次に次の一条を加える。

（特地官署等の見直し）

第八条の二　特地官署及び準特地官署並びに級別区分については、五年ごとに見直すのを例とする。

別表を次のように改める。

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	釧路市阿寒町阿寒湖温泉一の一の一	阿寒湖自然保護官事務所	二級地
	上川郡上川町字層雲峡	旭川開発建設部旭川河川事務所大雪ダム管理支所	
	目梨郡羅臼町船見町一三二	根室海上保安部羅臼海上保安署	
	目梨郡羅臼町湯ノ沢町六の二七	羅臼自然保護官事務所	